

広島法務局からお知らせ

株式会社（有限会社）のお客さまへ

実質的支配者リストの 取得をお願いします。

令和4年1月31日から実質的支配者リスト制度が始まりました。
リストは、本店管轄の法務局に申し出ることにより取得できます。

● 金融機関等での取扱い

金融機関等では、取引を行う株式会社（特例有限会社を含む）のお客さまに対して、以下の（1）の書類のいずれかにより商号及び本店を、（2）の書類のいずれかにより事業の内容の確認を行っています。

（1） 本人確認書類

- ① 登記事項証明書
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 官公庁から発行・発給された書類

（2） 事業内容の確認書類

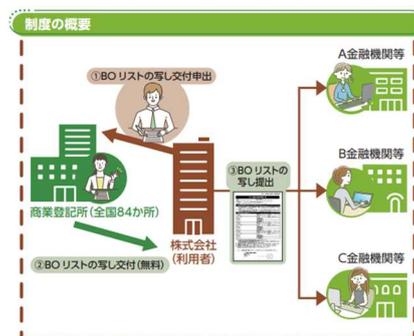
- ① 定款
- ② 法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載のあるもの
- ③ 上記（1）①または③

また、取引を行う目的、実質的支配者（直接又は間接に議決権25%超を保有するなど株式会社（特例有限会社を含む）のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方）の氏名、住所及び生年月日も確認を行っています。

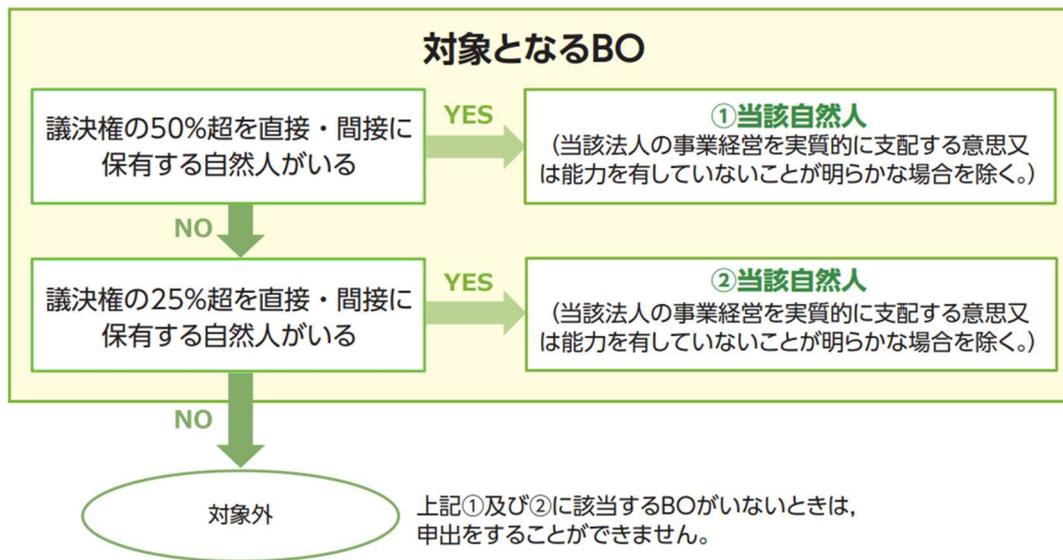
● 実質的支配者リスト制度

法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用防止から、国内外の要望、要請の取組として、令和4年1月31日から登記所（法務局）が、株式会社（特例有限会社を含む）からの申出により、その実質的支配者（Beneficial Owner、以下「BO」といいます。）に関する情報を記載した書面（以下「BOリスト」といいます。）を保管し、その写しを交付する手続きを行っています。

BOリストの写しは、金融機関との取引時の実質的支配者の確認にご利用いただけます。



なお、利用することができる法人は、株式会社（特例有限会社を含む）で、申出の対象となるBOは裏面のとおりです。



● BOリスト制度の手続の流れ

1. 申出（会社の代表者又は代理人）

- BOリストの作成
- 申出書の作成
- 添付書面の用意
- 申出書・BOリスト・添付書面の提出
- ・手数料無料、郵送による申出も可能**
- （郵送料は申出人負担）

（添付書面）

- i 株主名簿の写し
- ii 代理権限を証する書面
- iii 申出会社の代表者の本人確認書面 等

申出書等の様式は、以下を御確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

2. 確認・交付（法務局）

- 登記官による確認
- BOリストの保管
- 認証文付きのBOリストの写しの交付

3. 利用

- 金融機関等に提出
- ・必要に応じて、再交付の申出も可能**

BOリストについてのYouTube動画はこちら！（広島法務局チャンネル）



制度の概要、申し込みについての解説動画です。参考にご覧ください。

お問い合わせは、

〒730-8536

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局

登記手続案内(予約制)：082-228-5206

平日9時～12時、13時～16時

<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>

